

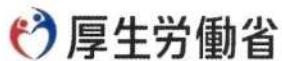
令和6年度

埼玉労働局労働行政運営方針



秩父まつり会館

写真提供：(一社)埼玉県物産観光協会



埼玉労働局

労働基準監督署
ハローワーク



目 次

第1 埼玉の労働行政を取り巻く情勢等	
1 労働行政を取り巻く情勢	1
2 雇用失業情勢	1
第2 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等	
1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援	2
(1) 事業場内最低賃金の引上げを図る中小・小規模企業等の生産性向上に向けた支援の強化	2
(2) 最低賃金制度の適切な運営	2
2 非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保	3
(1) 労働基準監督署と連携した同一労働同一賃金の遵守の徹底	3
(2) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援	3
第3 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進	
1 中小企業等に対する人材確保の支援	4
(1) ハローワークにおける求人充足サービスの充実	4
(2) 人材確保対策コーナー等における人材確保支援	4
2 リ・スキリングによる能力向上支援	4
(1) 公的職業訓練のデジタル分野の重点化の推進等	4
(2) 労働者の主体的なり・スキリングを支援する企業への支援	5
3 地域における円滑な労働移動の推進	5
(1) 地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援	5
(2) 民間人材サービス事業者への指導監督の徹底	5
第4 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり	
1 フリーランスの就業環境の整備	6
2 埼玉県公労使会議の運営	7
3 総合的なハラスメント防止対策の推進	8
4 安全で健康に働くことができる環境づくり	9
(1) 長時間労働の抑制	9
(2) 労働条件の確保・改善対策	10
(3) 埼玉14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備	11
(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理	13
5 女性の活躍推進・男性の育児休業取得促進等仕事と育児・介護の両立支援の推進	14
(1) 女性の活躍推進	14
(2) 仕事と育児・介護の両立支援、柔軟な働き方の導入等も含めた事業主への支援の拡充	14
(3) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援	16
6 多様な人材の就労・社会参加の促進	17
(1) 高齢者の就労による社会参加の促進	17
(2) 障害者の就労促進	17
(3) 外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進	18
7 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援	19
(1) 就職氷河期世代の活躍支援	19
(2) 若年者・新規学卒者の就職支援	
8 労働保険適用徴収業務の適正な運営	20
(1) 労働保険未手続事業一掃対策の推進	20
(2) 労働保険料及び一般拠出金の適正徴収	20

第1 埼玉の労働行政を取り巻く情勢等

1 労働行政を取り巻く情勢

埼玉県の労働力人口は414万人（令和4年平均）と、東京都、神奈川県、大阪府、愛知県に次いで全国5位となっています。

一方、埼玉県では、少子化による人口減少や高齢化、さらには東京への人材流出等といった背景から、企業における人手不足への対応が急務となっており、特に人手不足感が深刻化している中小企業における人材確保が課題となっています。こうした中、企業には、構造的な賃上げの実現に向けた積極的な対応とともに、多様な人材がその能力を生かして活躍できる環境の整備を図っていくことが求められています。埼玉労働局では次の項目を柱として令和6年度の取組を進めます。

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の待遇改善等
- リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進
- 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

【労働関係指標】

- ① 労働力人口（出典「令和4年労働力調査結果」（総務省統計局））

埼玉県 414万人（全国5位） 全国 6,902万人

- ② 労働力人口比率（出典「令和4年労働力調査結果」（総務省統計局））

埼玉県 63.8%（全国6位） 全国 62.5%

- ③ 潜在的労働力（出典「令和4年就業構造基本調査結果」（総務省統計局））

埼玉県 無業者のうち就業希望者 501,200人（無業者に占める割合 20.0%）

うち女性就業希望者 304,300人（同19.8%）、男性就業希望者196,900人（同20.3%）

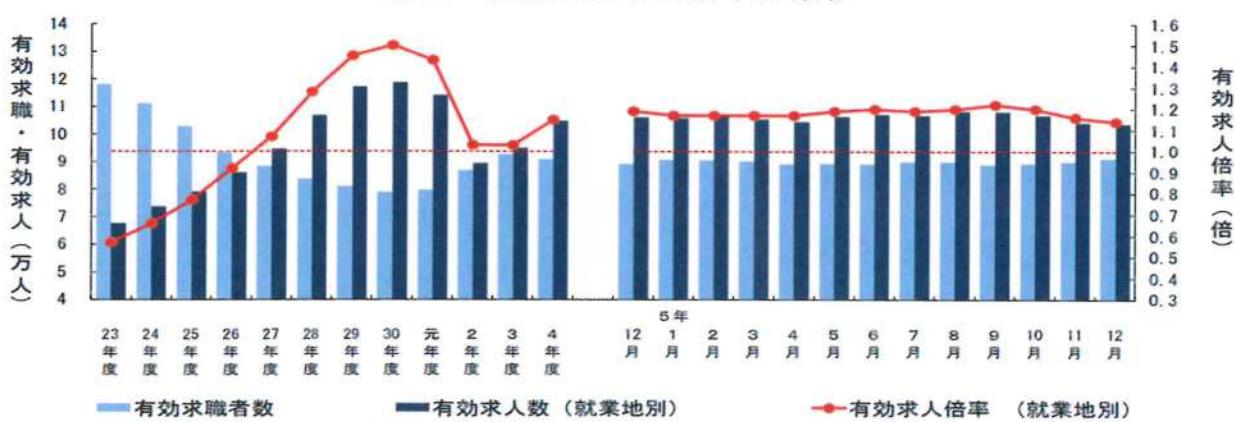
65歳以上無業者のうち就業希望者 118,200人（同7.8%）



2 雇用失業情勢

埼玉県の有効求人倍率（就業地・季節調整値）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて低下し、令和2年8月には有効求人倍率が0.97倍と5年3か月ぶりに1倍を下回りました。翌月の9月には、有効求人倍率が0.95倍となり、コロナ禍の最低値となりましたが、その後、緊急事態宣言等が繰り返し発令される中でも、製造業を中心とした求人に回復がみられ、有効求人倍率は1倍付近を推移しました。令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症が経済に多大な影響を与え始めてから3年が経過し、感染症法上の分類も5類に移行され、アフターコロナに向け本格的に動き出しました。経済活動の正常化の動きが強まりを見せる中、「宿泊業、飲食サービス業」などの対面型のサービス業を中心に求人状況の回復が見られました。

求人・求職及び求人倍率の推移



資料出所：埼玉労働局「埼玉労働市場ニュース」

第2 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、 非正規雇用労働者の処遇改善等

最低賃金の引上げに向けては、生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細かな支援等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが不可欠です。

また、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化等を強力に推し進めていくとともに、短時間労働者が「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりを支援する必要があります。

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援

(1) 事業場内最低賃金の引上げを図る中小・小規模企業等の生産性向上に向けた支援の強化

最低賃金の引上げには、特に中小・小規模企業等の生産性向上が不可欠であり、業務改善助成金※により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援するとともに、埼玉働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対して支援を行います。

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、政府一体となって取組を進めることとしており、労働局及び労働基準監督署においても、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援を行う等、賃金引上げに向けた環境整備の取組を行います。

加えて、中小企業庁との連携を強化し、生産性向上等に取り組む中小・小規模企業等に対して、よろず支援拠点や生産性向上のための補助金の案内をします。

さらに、日本政策金融公庫による働き方改革推進支援資金についてもあわせて活用するよう、引き続き周知を図ります。

(※) 業務改善助成金：事業場内最低賃金を引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合にその費用の一部を助成するもの。



埼玉県の最低賃金

地域別 最低 賃金	時間額	引上げ 額	引上げ 率	改正 発効日
特定 産業 別 最 低 賃 金	埼玉県 最低賃金	1,028円	41円	4.15% 令和5年 10月1日
	非鉄金属	1,048円	42円	4.17%
	電子部品	1,055円	42円	4.15%
	輸送機械	1,055円	42円	4.15%
	光学機械	1,064円	42円	4.11%
自動車小売				
	1,060円	42円	4.13%	令和5年 12月1日

(2) 最低賃金制度の適切な運営

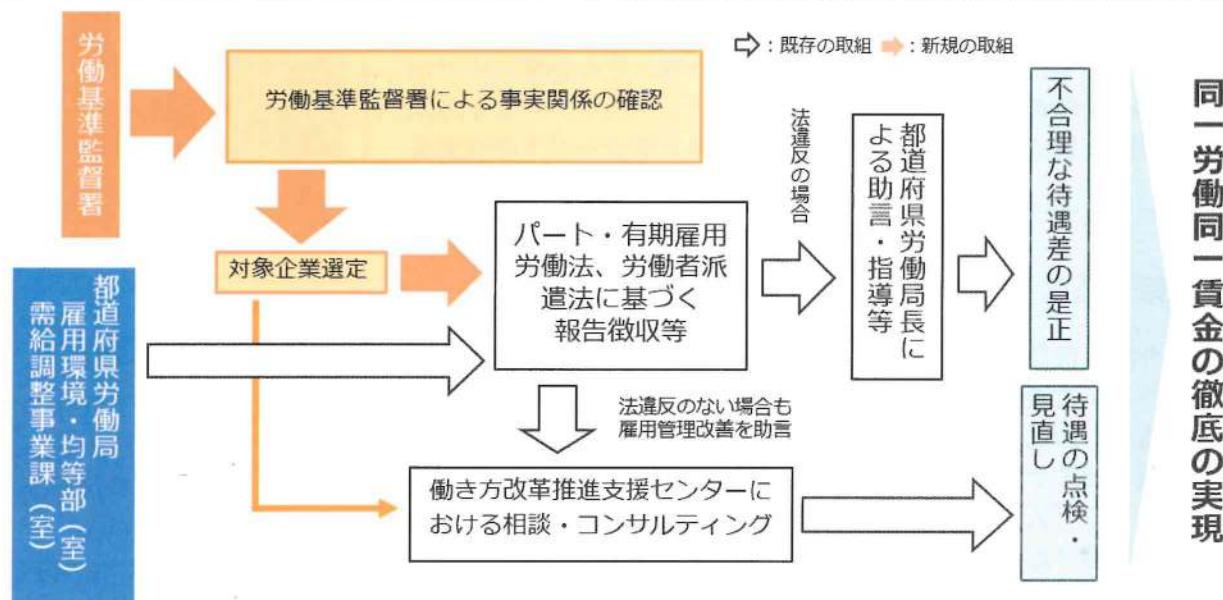
経済動向、地域の実情及びこれまでの最低賃金審議会の審議状況などを踏まえつつ、充実した審議が尽くせるよう埼玉地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、最低賃金の改正等については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。

2 非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

(1) 労働基準監督署と連携した同一労働同一賃金の遵守の徹底

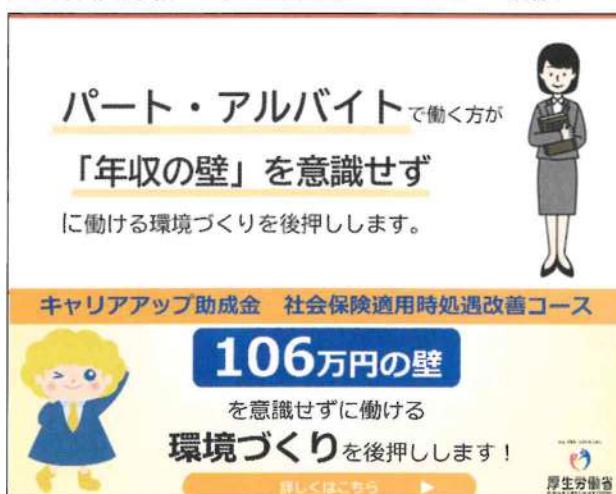
埼玉労働局管内の事業所においては同一労働同一賃金に関して少なからず法違反が見られるところから、引き続き、同一労働同一賃金の確保に向けて非正規雇用労働者の処遇改善を強力に推し進めていく必要があります。そのため、労働基準監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、雇用環境・均等部又は職業安定部等による効率的な報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高めるとともに、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。そのほか、文書による点検要請を行います。



(2) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化（多様な正社員を含む）に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするために新たに設けた「社会保険適用時待遇改善コース」や拡充した「正社員化コース」をはじめ、各コースの周知、活用勧奨をします。

また、埼玉働き方改革推進支援センター（10ページ参照）によるワンストップ相談窓口において、社会保険労務士等の専門家による窓口相談やコンサルティング、セミナーを行います。



年収の壁・支援強化パッケージ



キャリアアップ助成金

第3 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

コロナ禍からの経済活動の回復とともに、企業の人手不足感は急速に高まる一方、県内における15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12年をピークに減少が続き、令和12年には約433万人、令和22年には約380万人まで減少する見通しとなっています。こうした状況の下、特に中小企業に対する人材確保に向けたマッチング支援を強化するほか、リ・スキリングによる労働生産性の向上やDX化に伴う労働環境・勤務条件の改善を図っていく必要があります。

1 中小企業等に対する人材確保の支援

(1) ハローワークにおける求人充足サービスの充実

東京への人材流出・人手不足への対応が急務であることから、特に人手不足感が深刻化している中小企業における人材確保の支援を行います。ハローワークにおいては、オンラインを活用した迅速な求人受理を進めるとともに、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成に向けた助言、事業所情報の収集をきめ細かく行うなど、利便性の向上と求人充足に向けた支援の向上をあわせて推進し、求人者サービスの充実を図ります。



保育・介護work fes埼玉2023

(2) 人材確保対策コーナー等における人材確保支援

医療・介護・保育・建設・運輸・警備分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、労働局主催の「埼玉人材確保対策推進協議会」の場も活用し、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援（セミナー・説明会・面接会等）の充実を図るとともに、ハローワークの「人材確保・就職支援コーナー」を中心に、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施いたします。特に介護分野については、ハローワークと介護労働安定センターとが連携した求人充足・職場定着のための取組を進めます。



人材確保・就職支援コーナー



2 リ・スキリングによる能力向上支援

(1) 公的職業訓練のデジタル分野の重点化の推進等

令和4年12月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において、2026年度（令和8年度）までにデジタル人材を230万人確保することとされたことから、デジタル分野に係る公的職業訓練については、WEBデザイン等の資格取得を目指すコースや企業実習付きコースへの訓練委託費等の上乗せ措置等に加え、「DX推進スキル標準」に対応したデジタル分野の訓練コース（IT分野、プログラマー、デザイン分野）を新たに委託費等の上乗せの対象とする措置により、全訓練コースの3割程度まで拡充することを目指します。ハローワークにおいては、デジタル分野に係る公的職業訓練への適切な受講奨励により受講につなげるとともに、受講生に対してきめ細かな個別・伴走型支援を実施することにより、デジタル分野における再就職の実現を図ります。

(2) 労働者の主体的なり・スキリングを支援する企業への支援

デジタル人材等の育成や労働者の自律的・主体的な学び、学び直し（リ・スキリング）による職業能力向上に取り組む企業を支援します。具体的には、職務に関連した専門的な知識と技能を習得させるための職業訓練を計画に沿って実施した場合や、人材育成制度を導入し、当該制度を労働者に適用した場合などに、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部に対して、人材開発支援助成金を助成します。

人材開発支援助成金の「人への投資促進コース」では、高度デジタル人材等の育成のための訓練、IT分野の未経験者を即戦力化するための訓練、定額サービスによる訓練を助成対象として、当該訓練を行う企業を支援します。また、「事業展開等リスクリング支援コース」では、新たな事業の立ち上げなど事業展開等に伴い必要となる専門的な知識及び技能を習得させるための訓練を助成対象として、当該訓練を行う企業を支援します。

人材開発支援助成金

を活用して
企業内の人材を育成しませんか？



人材開発支援助成金

3 地域における円滑な労働移動の推進

(1) 地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

埼玉県及び県内5市（さいたま市、志木市、戸田市、加須市、川越市）との間で締結している「雇用対策協定」に基づき、各地方公共団体が実施する施策と連携し、地域の実情に応じた雇用対策の積極的な推進を図ります。

また、国が行う無料職業紹介と地方公共団体が実施する生活・福祉対策などの業務をワンストップで行う「一体的実施事業」及びハローワークが設置されていない市町村において地方公共団体と共同で運営する「ふるさとハローワーク」を一層推進し、地域における良質な雇用の実現を図ります。



雇用対策協定



一体的実施事業



ふるさとハローワーク

(2) 民間人材サービス事業者への指導監督の徹底

職業安定法（昭和22年法律第141号）及び労働者派遣法の違反を把握し、又はその疑いのある事案の指導監督に万全を期し、第2の2（1）に記載する同一労働同一賃金に加え雇用安定措置に関する事項等、職業安定法及び労働者派遣法をはじめとする労働関係法令の適正な運営の確保につき徹底を図ります。

第4 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

少子高齢化や生産年齢人口の減少といった課題に直面する中、多様な人材がその能力を最大限生かして働くことができるよう、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備していく必要があるとともに、誰もが安心して働くことができる良好な職場環境の実現に取り組んでいく必要があります。

1 フリーランスの就業環境の整備

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」（以下「フリーランス法」という。）の施行に向けて、フリーランスやフリーランスに業務を委託する事業主（以下「発注事業者」という。）等に対し、あらゆる機会を捉えて、フリーランス法の内容について周知啓発を行うとともに、フリーランスや発注事業者等からのフリーランス法の就業環境整備に関する内容についての問い合わせに適切に対応します。

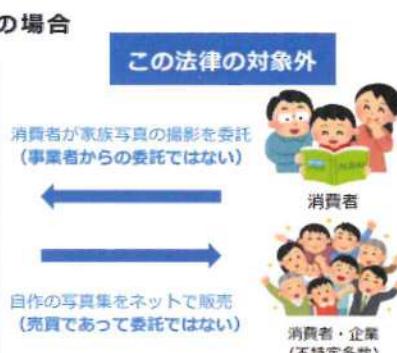
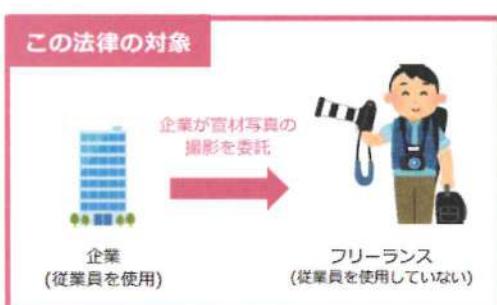
また、フリーランスから発注事業者等との契約等のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

さらに、フリーランス法の施行後は、フリーランスから法違反に関する申出があった場合には、遅滞なく申出内容を聴取し、発注事業者等に対する報告徴収・是正指導等を行い、履行確保を図ります。

令和3年3月に策定された「フリーランスガイドライン」では、フリーランスとして業務を行っていても、労働基準法等における労働者に該当する場合には、労働関係法令が適用されることを明確化したところです。請負契約等のフリーランスの契約名称にかかわらず、その労働実態から労働基準法等の労働者に該当し、法違反が認められると判断した場合には、労働基準監督署において引き続き的確に監督指導を行うとともに、被用者保険の更なる適用促進を図るため、日本年金機構年金事務所及び労働局労働保険適用徴収部門への情報提供の取組を徹底します。

また、総合労働相談コーナーにおいては、フリーランスガイドラインを踏まえ、適切に相談対応を行うとともに、相談内容から労働基準法等の法律に違反する疑いがある場合は、労働局又は労働基準監督署の担当部署と調整の上、担当部署に取次ぎを行います。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



厚生労働省
ホームページ



フリーランス・トラブル
110番ホームページ

2 埼玉県公労使会議の運営

行政、労働団体、経済団体の代表者が雇用・労働の課題に対する認識を共有しながら、効果的な解決策を検討するため、「埼玉県公労使会議」を設置しています。

埼玉県公労使会議は、労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会（働き方改革推進協議会）としても位置付けられています。

令和6年度は、中小企業・小規模事業者の働き方改革や賃金引上げに向けた環境整備が円滑に進むよう、「賃金引上げ、リ・スキリング、働き方改革の推進による人材確保の実現」をテーマに構成団体が連携して取組を進めます。特に中小企業等における賃金引上げの実現に向けては、その原資を確保できるよう、埼玉県が設置する「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」の動きとも十分に連携を図りながら、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を浸透させる取組を官民一体となって推進します。

（構成団体）

埼玉県
埼玉労働局
日本労働組合総連合会埼玉県連合会
埼玉県商工会議所連合会
埼玉県商工会連合会
埼玉県中小企業団体中央会
埼玉県経営者協会
埼玉経済同友会
埼玉中小企業家同友会



宮崎政久厚生労働副大臣、大野元裕知事出席のもとで開催した
令和5年度埼玉県公労使会議（令和6年2月8日）

令和6年度 埼玉県公労使会議取組及び年間スケジュール

テーマ：賃金引上げ、リ・スキリング、働き方改革の推進による人材確保の実現

取組	年間スケジュール	
	時期	取組
I 中堅・中小企業における賃上げの実現に向けた機運の醸成	5月	● 幹事会
● 生産性向上と賃金引上げに向けた業務改善助成金の活用促進	6月	● 公労使会議セミナー（賃金引上げ及び年収の壁関係）
● 年収の壁対策の推進	9月、10月	● 生産性向上と賃金引上げのための支援策の周知強化期間
● 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を浸透させるための取組	11月	● 働き方改革推進キャンペーン ● 職場のメンタルヘルス対策強化月間
II リ・スキリングによる能力向上支援	12月	● 職場のハラスメント対策強化月間
● 公的職業訓練のデジタル分野の重点化	1月	● 幹事会
● 人材開発支援助成金の活用促進	2月	● 本会議
III 働き方改革の推進に係る取組	通年	● 各構成団体における取組及び支援策を連携して周知
● 女性、高齢者、障害者、外国人などの多様な人材の活躍促進		
● 多様で柔軟な働き方の実現		
● 働きやすい職場環境の整備		

3 総合的なハラスメント防止対策の推進

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により、引き続き、法の履行確保を図ります。

また、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主に対して、厚生労働省委託事業であるウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進を図ります。

就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図ります。また、「就活ハラスメント防止対策企業事例集」を活用し、企業の取組を促します。学生等に対しては、相談先等を記載したリーフレット（チラシ）を活用し、学生等が一人で悩むことがないよう支援しつつ、学生からの相談等により事案を把握した場合は、事業主に対して適切な対応を求めます。

ハラスメントの撲滅に向けて、埼玉県公労使会議での取組である12月の「ハラスメント対策強化月間」を中心に、各種広報媒体を活用した集中的な周知啓発を実施します。また、カスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用して、企業の取組を促します。

ハラスメント関係相談件数

	令和4年度	令和5年度 (4~12月)
パワーハラスメント	1965件	1,397件
セクシュアルハラスメント	251件	231件
妊娠等不利益及びハラスメント	293件	221件
育児不利益及びハラスメント	360件	257件
介護不利益及びハラスメント	39件	32件
いじめ・嫌がらせ	2,499件	1,556件

埼玉労働局調べ



さいたま新都心駅前の
デジタルサイネージを用いた広報活動



あかるい職場応援団



4 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制

①長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

各種情報から時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を徹底するとともに、法違反の解消に向けた自主的な取組を支援します。

また、11月の「過労死等防止啓発月間」に「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催等により、過重労働解消に向けた機運の醸成を図ります。

令和4年度に実施した「長時間労働が疑われる事業場」に対する重点監督結果

監督実施事業場数	718事業場
①違法な時間外労働があったもの	343事業場 (47.8%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が80時間を超えるもの	140事業場 (40.8%)
②過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	163事業場 (22.7%)

②中小企業・小規模事業者等に対する支援

埼玉働き方改革推進支援センターによるワンストップ窓口相談において、関係機関と連携を図りつつ、窓口相談やコンサルティング、セミナーを実施する等きめ細かな支援を行います。

指導課において、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行います。

また、労働基準監督署の労働時間相談・支援班において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、改正労働基準法等の周知はもとより、時間外・休日労働協定の作成方法の教示等を中心としたきめ細かな支援を引き続き実施します。

③時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種への労働時間短縮に向けた支援

建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制適用については、施工主や荷主といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要であり、引き続き、適用猶予事業・業務の時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススメ」を通じて、必要な周知を行います。

また、トラック運転者については、引き続き、関係省庁とも連携しながら、労働局に編成した荷主特別対策チームにおいて、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること等について要請するなどの取組を実施します。

さらに、改正後の改善基準告示について引き続き丁寧に周知を行います。

適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト
「はたらきかたススメ」



これらの取組とともに、こうした業種において、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組む事業主に対し、埼玉働き方改革推進支援センターにおいて、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等きめ細かな支援を行うとともに、働き方改革推進支援助成金の活用を促進し支援を行います。

(2) 労働条件の確保・改善対策

管内の事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立・定着が重要であり、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

さらに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、監督指導において同ガイドラインに基づいて労働時間管理が行われているか確認し、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導します。

加えて、平日夜間、土日・祝日に実施している「労働条件相談ほっとライン」に寄せられた情報等に基づき、必要に応じて監督指導を実施します。

また、監督指導において法違反が認められた場合には、事業主にその内容や是正の必要性を分かりやすく説明することにより、事業主による自主的な改善を促すとともに、きめ細かな情報提供や具体的な是正・改善に向けた取組方法を助言するなど、丁寧かつ具体的に対応します。

労働条件相談ほっとライン

開設時間

〔月～金〕 17:00～22:00

〔土・日・祝日〕 9:00～21:00

フリーダイヤル ☎ 0120-811-610

埼玉労働局 外国人労働者相談コーナー

開設時間 〔月～金〕 土・日・祝日を除く

9:00～12:00、13:00～16:30

・英語 ☎ 048-816-3596

・中国語 ☎ 048-816-3597

・ベトナム語 ☎ 048-816-3598

無料相談窓口

働き方改革推進支援センター



埼玉働き方改革推進支援センターでは、中小企業・小規模事業者の皆様からの次のようなご相談に、労務管理等の専門家が、電話・メール・訪問等により無料で対応しています。

- ・生産性を高めながら、賃金引上げにつなげたい
- ・正社員とパート・契約社員との職務内容の比較、均衡取扱いの仕方がわからない
- ・助成金を活用して労務管理の改善につなげたい

電話番号：0120-729-055（フリーダイヤル）

埼玉県



相談
無料

医療勤務環境改善支援センター

まずは専門家に相談!!

埼玉県医療勤務環境改善支援センター

令和6年4月1日から、医業に従事する医師に対する時間外労働の上限規制が開始されました。

医療労務管理相談コーナーでは、埼玉県医療勤務環境改善支援センターと連携し、医療機関の勤務環境改善に向けた取組をサポートします。

【医療労務管理相談コーナー】

電話番号：048-767-7846

メール：saitama@task-iryo.com

(3) 埼玉14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

「安全で健康に働くことのできる埼玉」に向けて、国が策定する第14次労働災害防止計画を推進する計画として定める「埼玉第14次労働災害防止計画」に基づき、以下①～⑧の重点事項ごとの各種取組を行います。

1

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- 県内のデジタルサイネージを活用した動画放映、安全衛生活動に取り組む意欲のある事業場等に職員等を派遣して行う「SAFE出前講座」等により、安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について、発注者、消費者・サービス利用者を含め、広く周知啓発を行います。

2

作業行動に起因する 労働災害防止対策

- 行動災害は、労働者の健康状態（骨密度の低下等）が要因の一つとされていることから、労働者の健康保持増進による労働災害防止の観点等から実施する「健康経営埼玉推進協議会」の取組や、安全衛生活動に積極的に取り組む企業等を構成員とする「SAFE協議会」の運営を通じて、管内全体の安全衛生に対する機運醸成を図ります。

3

高年齢労働者の 労働災害防止対策

- 高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高年齢労働者の労働災害防止対策等を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図ります。

4

多様な働き方への 対応等

- 技能実習生をはじめとした外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する教材の周知等を図り、効果的な安全衛生教育の実施等により、外国人労働者の労働災害防止対策を推進します。
 - テレワークを行う労働者や副業・兼業を行う労働者の健康確保を図るため各種ガイドラインの周知を図ります。

SAFE出前講座の
リーフレット（抜粋）

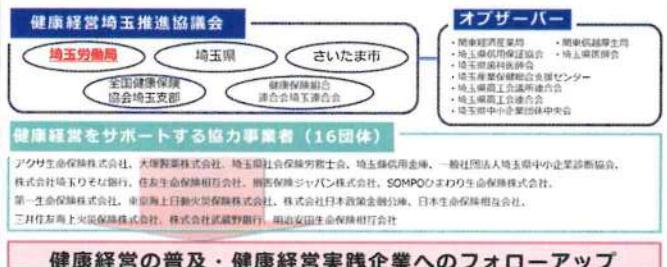


さいたま新都心駅前での動画放映の様子



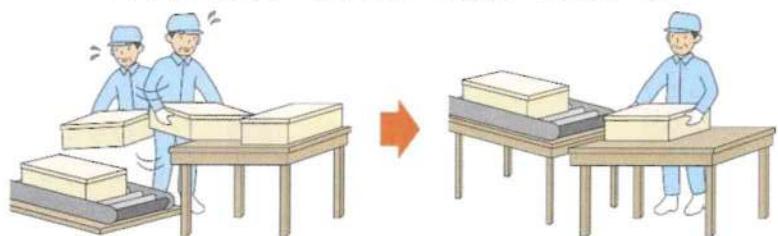
健康経営埼玉推進協議会の概要

- 埼玉県では、県、さいたま市、協会けんぽ埼玉支部、健保連埼玉連合会を構成員とする「健康経営埼玉推進協議会」を設立し、健康経営の普及を推進
 - 健康経営の広範囲への普及、健康経営に対するきめ細かいフォローアップを行うため協力事業者も募り「オール埼玉」で健康経営をサポート
 - 令和4年7月より埼玉労働局も構成員に参画



健康経営の普及・健康経営実践企業へのフォローアップ

高年齢労働者の作業負荷を解消する対策の例



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さ等を改善

多言語に翻訳した教材の例



フォークリフト安全ポスター (中国語版)



⑤ 個人事業者等に対する 安全衛生対策の推進

- 請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正省令（令和5年4月1日施行）の措置の徹底を図ります。

6

陸上貨物運送事業

業種別労働災害防止対策

建設業

製造業

林業

ビルメンテナンス業 廃棄物処理業

小堀業
社会福祉施設

⑦ 健康確保対策

メンタルヘルス

1

健康障害防止対策

化學物質

石綿・粉じん

- 最大積載量2トン以上の貨物自動車に係る荷の積卸し作業時の昇降設備の設置等、改正省令の措置を指導します。
 - 一側足場の使用範囲の明確化等、改正省令の措置を指導します。
 - 機械災害に関するリスクアセスメント、食料品製造業における職長教育の実施、フォークリフト運転時の安全対策の周知、指導を行います。
 - チェーンソーによる伐採作業等の安全に関するガイドライン等に基づく安全対策の周知、指導を行います。
 - 関係者と連携し自主的な安全衛生活動を推進し、墜落・転落災害防止措置等の徹底を図ります。
 - S A F E 協議会の活動を通じ、自主的な安全衛生活動の定着を支援するとともに、ノーリフトケアの普及を図ります。



S A F E 協議会構成員による事例発表の様子



コラボヘルス推進の取組例

新たな化学物質規制に関する 説明会リーフレット

(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

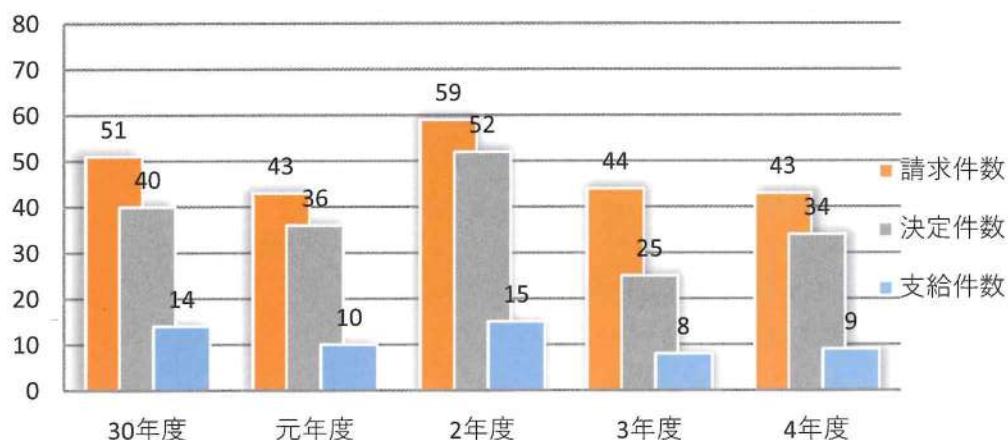
労災保険給付の請求については、標準処理期間内に完結するよう迅速な事務処理を行うとともに、適正な認定に万全を期します。

特に社会的関心の高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案は、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

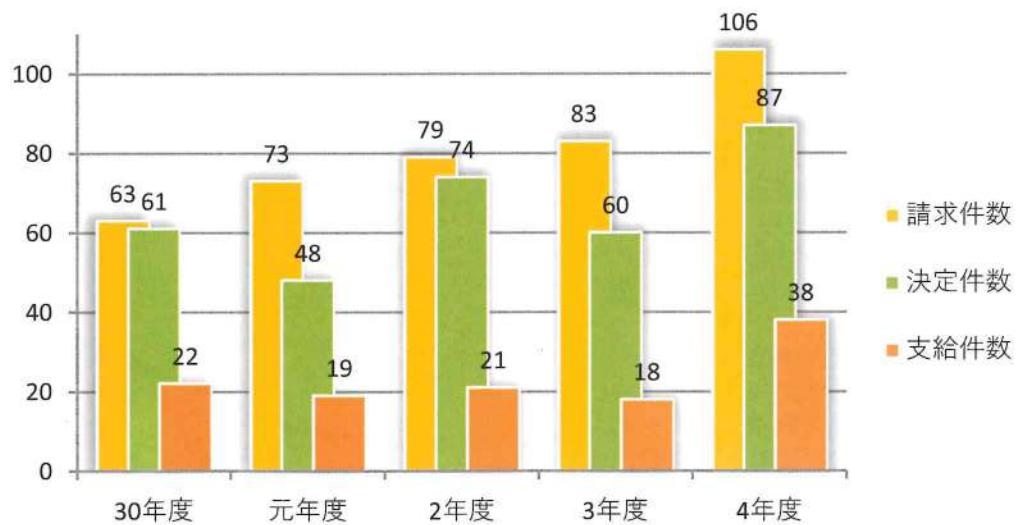
また、業務によって新型コロナウイルスに感染した事案については、その罹患後症状も含め、的確に労災保険給付を行います。

さらに、労災保険の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底します。

埼玉労働局「脳・心臓疾患」請求件数、決定件数、
支給件数の推移



埼玉労働局「精神障害」請求件数、決定件数、
支給件数の推移



5 女性の活躍推進・男性の育児休業取得促進等仕事と育児・介護の両立支援の推進

(1) 女性の活躍推進

企業における人手不足への対応が急務となっている埼玉県では、女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表を契機とした女性活躍推進の取組を一層進める必要があります。

そのため、企業には構造的な賃金の引上げが求められる情勢となるとともに、多様な人材がその能力を生かして活躍できる環境を整備することが必要となっています。令和4年7月8日に施行された女性活躍推進法に基づく改正省令により、常時雇用する労働者数301人以上の事業主に義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表について、報告徴収等の実施により、着実に履行確保を図るとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用勧奨を図ります。

加えて、女性活躍推進法における管理職の定義に基づき適切な情報公開等がなされるように周知・徹底を図るとともに、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業の「えるぼし認定」の取得促進を図ります。



「女性の活躍推進企業データベース」

(2) 仕事と育児・介護の両立支援、柔軟な働き方の導入等も含めた事業主への支援の拡充

パートナーである女性側に偏りがちな育児や家事の負担を夫婦で分かち合うことで、女性の出産意欲や継続就業の促進、企業全体の働き方改革にもつながることから男性の育児休業の取得促進は重要ですが、男性の育児休業取得率は令和4年度において17.13%と近年上昇しているものの、女性と比較すると低い水準です。さらに、令和7年度までに男性の育児休業取得率を30%とする政府目標について、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日）において令和7年までの目標を30%から50%に引き上げ、令和12年までの目標を85%とする方針が示されており、政府目標の達成に向けて、更なる取組の強化が必要です。

そのため、常時雇用する労働者数1,000人超企業を対象とした男性の育児休業等取得状況の公表の義務化について、着実な履行確保を図るとともに、「産後パパ育休」（出生時育児休業）を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知徹底を図ります。

あわせて、労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行います。

また、男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を実施した事業主や育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を実施した事業主等に対する両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図ります。



出典：厚生労働省「雇用均等基本調査」

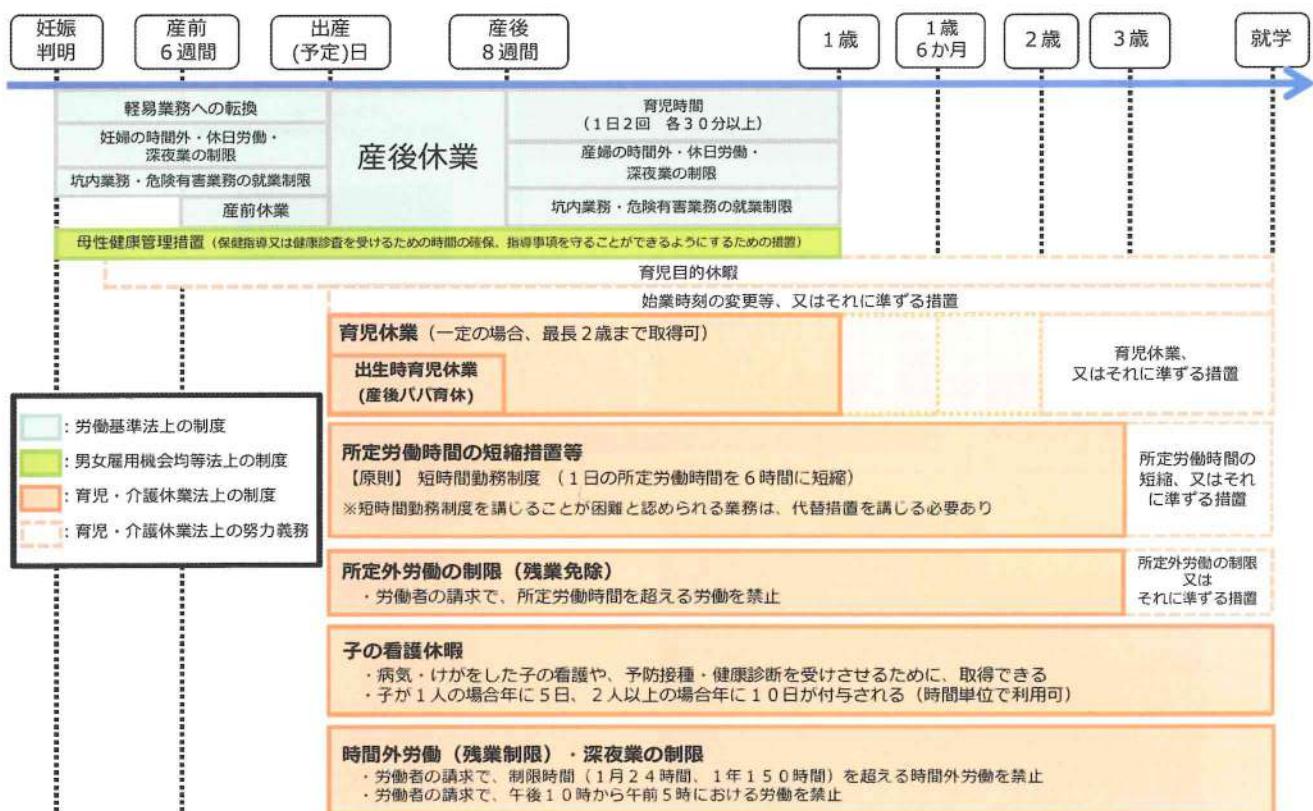
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等については、各企業の実態に即した計画の策定を支援するとともに、常時雇用する労働者数101人以上の義務企業の届出等の徹底を図ります。

あわせて、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の認定基準について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行います。

育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の義務付けや、男性の育児休業等取得状況の公表義務の対象を300人超の事業主への拡大、介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等を内容とする育児・介護休業法の改正法案及び次世代法について、有効期限を10年延長した上で、同法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付けること等を内容とする次世代法の改正法案が成立した場合には、円滑な施行に向けて、改正内容について労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組みます。



【妊娠・出産・育児期の両立支援制度】



(3) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援

少子高齢化により生産年齢人口が減少過程に入る中、出産・子育て等で離職した者の労働市場への参加の促進は一層重要です。子育て中の女性等を対象としたハローワークの専門窓口（マザーズハローワーク、マザーズコーナー）において、仕事と育児等との両立がしやすい求人の確保とマッチング支援、地方自治体等と連携した行政サービス情報の提供やアウトリーチ型支援、利便性の向上を図るためのオンラインによる職業相談や就職支援セミナーを実施します。



就職支援セミナーの様子



マザーズハローワーク
マザーズコーナー

LINEでのプッシュ通知



キッズルーム

・安全サポートスタッフを配置しています。



第二章



来所者備考



お子様連れでお話しできる相談ブース
・ベビーチェアも用意しています



ご来所が難しい場合は、オンライン相談ができます（事前



情報コーナー



マザーズハローワーク チャイルドスペースの様子

6 多様な人材の就労・社会参加の促進

(1) 高齢者の就労による社会参加の促進

高齢者の活用・活躍に向け70歳までの就業機会確保の環境整備の周知・徹底並びに県内13カ所のハローワークに設置する『生涯現役支援窓口』において高齢者のニーズを踏まえた職業生活の再設計に係る助言や支援チームによる効果的なマッチングの強化を行います。また、高齢者の多様な就業ニーズに対応するため、シルバー人材センターが提供可能な就業情報を定期的に把握し、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者には、シルバー人材センターへの誘導を行います。

【70歳以上まで働ける制度のある企業の状況】



高年齢者雇用安定法の改正
～70歳までの就業機会確保～
(厚生労働省HP)

年	従業員31人以上の企業数	うち70歳以上働ける制度のある企業数		割合
		制度のある企業数	割合	
平成30	5,262	1,509	28.7%	
令和元	5,455	1,772	32.5%	
令和2	5,622	2,007	35.7%	
令和3	6,190	2,451	39.6%	
令和4	6,374	2,692	42.2%	
令和5	6,414	2,841	44.3%	

資料出所：埼玉労働局「高年齢者の雇用状況」集計結果

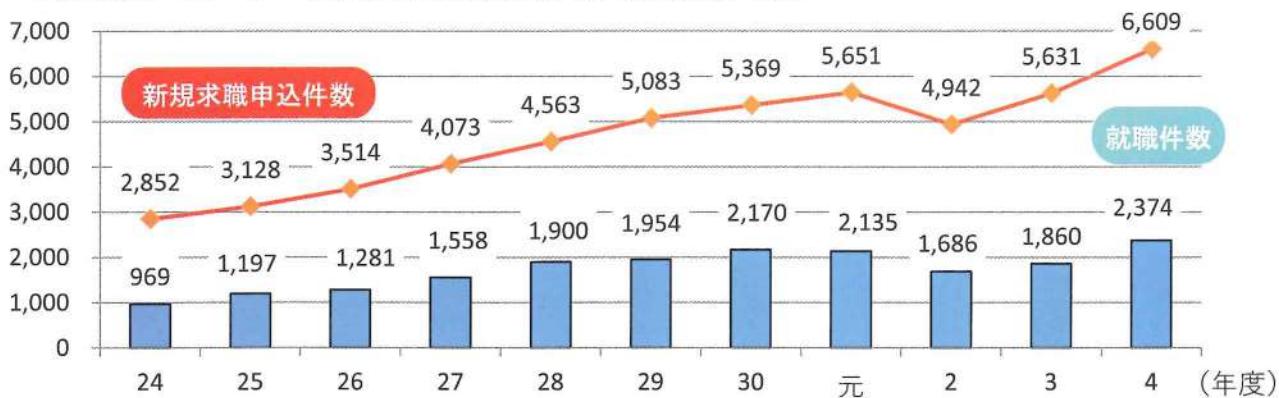
(2) 障害者の就労促進

今後予定されている法定雇用率の段階的引き上げ及び除外率の引き下げにより、企業の採用意欲が高まる一方で、雇用率未達成企業の大幅な増加や障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業への支援が必要となることが想定されます。ハローワークでは、専門援助窓口等での丁寧な職業相談と企業に対する雇用指導を両輪に、障害者の就労を促進します。



障害者雇用対策
(厚生労働省HP)

埼玉県内ハローワークにおける精神障害者の職業紹介状況

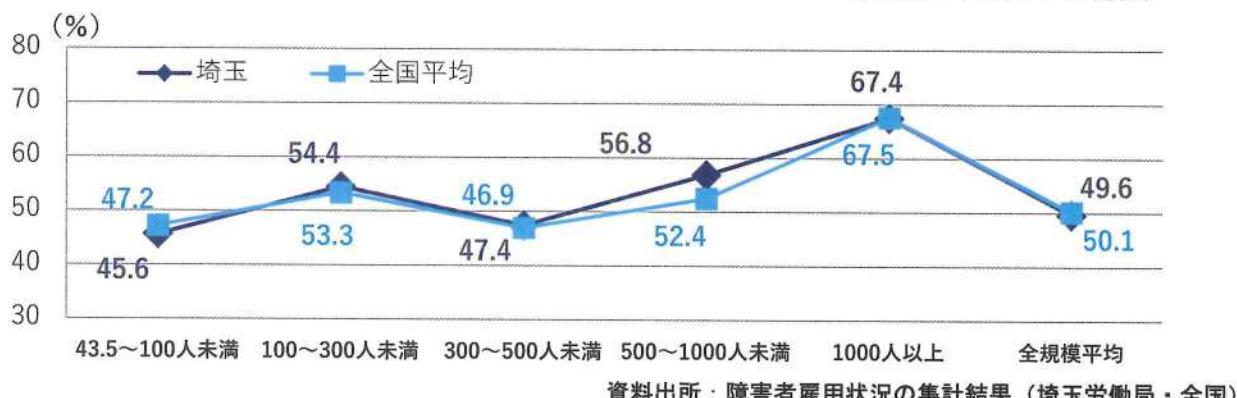


資料出所：埼玉労働局「障害者の職業紹介状況等」集計結果

県内ハローワークでは精神障害者、発達障害者、難病患者等の利用が増加しており、専門の担当者の配置や関係機関との連携により、多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。

企業規模別法定雇用率達成割合

(令和5年6月1日現在)



資料出所：障害者雇用状況の集計結果（埼玉労働局・全国）

県内の民間企業に雇用されている障害者の数は21年連続で増加しており、実雇用率も12年連続で過去最高を更新しているものの、中小企業に取組の遅れがみられます。ハローワークでは、関係機関と連携し採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援を実施し、障害者の雇い入れ及び雇用維持を促進します。また、委託事業である障害者就業・生活支援センターを活用し、福祉分野との連携を引き続き強化します。

(3) 外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進

外国人求職者・外国人留学生等の早期再就職や安定的な就労を確保するため、ハローワーク（外国人雇用サービスコーナー、新卒応援ハローワーク）では、在留資格等に応じた職業相談や求人開拓の支援を実施します。また、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を通じ、受託事業者と連携した就労・定着支援を実施します。さらに、雇用の維持と適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認や外国人雇用管理アドバイザーを活用した助言・援助等を実施します。

外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



外国人就労・
定着支援研修

7 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・ 新規学卒者の支援

(1) 就職氷河期世代の活躍支援

ハローワークに設置する「35歳からの就活サポートコーナー」では、求職者個々の状況に応じた支援計画に基づき、専門担当者によるキャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練への誘導、求職者の希望や適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施します。また、事業所が多く立地している地域で求人開拓等の取組を集中的に実施します。

基本的な生活習慣や社会人マナーの習得など就労に当たつて課題を有する無業者等に対し、地域若者サポートステーション（サポステ）において、地方公共団体の労働関係部局等の担当者とも連携しながら、職業に就いて自立した生活が送れるよう継続的な支援を推進します。



埼玉就職氷河期世代
活躍支援特設サイト



(2) 若年者・新規学卒者の就職支援

大学・大学院・短大・高専・専修学校などの学生や卒業後おおむね3年以内の方を支援するため、埼玉新卒応援ハローワークや各ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置しています。

特に就職活動に不安や課題を抱える新規学卒者に対しては、学校や関係機関との連携を図りながら、就職支援ナビゲーターによる担当者制のきめ細かな個別支援を実施します。

また、安定した就労経験の少ない35歳未満の若者等に対しては、わかものハローワーク等において、個別支援計画に基づきめ細やかな職業相談や職業紹介、職業訓練部門との連携による能力開発支援、就職後の定着支援まで、ステップアップ型の計画的で一貫した支援を通じて正社員就職の実現を図ります。



埼玉新卒応援
ハローワーク



埼玉わかもの
ハローワーク



8 労働保険適用徴収業務の適正な運営

(1) 労働保険未手続事業一掃対策の推進

労働保険は、原則として労働者を一人でも雇っていれば、事業主は加入の義務があります。このため、労働保険の加入について、積極的な広報活動を実施します。

また、未手続事業場の的確な把握に努め、訪問指導の実施など、計画的な未手続一掃対策推進を図ります。度重なる指導にも関わらず、自主的に加入手続きをとらない事業主に対しては、職権による成立手続を実施し、労働局・労働基準監督署・ハローワークが一体となって、労働保険未手続事業の一掃に取り組みます。

労働保険適用事業場数は、令和6年1月末において、212,704事業場数となり、年々着実に増加しています。

(2) 労働保険料及び一般拠出金の適正徴収

労働局ホームページや市町村広報誌等により、適正な申告納付をはじめ、口座振替制度の利用勧奨及び各納期限内の完全納付に向けた周知・広報等を実施します。

また、労働保険料を滞納している事業主に対し、電話・文書・臨場等による納付の督促を行うなど、計画的な自主納付の指導を実施します。

度重なる指導にも関わらず、なお滞納を継続する場合は、国税徴収法に基づく滞納処分等により確実に強制徴収するなど、実行ある滞納整理を実施し、労働保険料等の更なる収納率の向上を図ります。



【徴収決定額、収納額、収納率】 埼玉労働局調べ

	徴収決定額	収納額	収納率
令和元年度末	848億円	837億円	98.74%
令和2年度末	869億円	855億円	98.33%
令和3年度末	888億円	878億円	98.80%
令和4年度末	1050億円	1038億円	98.83%

埼玉労働局調べ



労働保険未手続事業一掃周知ポスター

埼玉労働局関係機関

産業保健サービスの提供機関

産業保健総合支援センター

産業保健スタッフの活動の支援をしています

独立行政法人労働者健康安全機構 埼玉産業保健総合支援センター	048-829-2661
-----------------------------------	--------------

地域産業保健センター

健康相談や事業場訪問を行っています

浦和地域産業保健センター	048-824-6842
与野地域産業保健センター	048-852-6149
朝霞地域産業保健センター	048-464-4666
川口地域産業保健センター	048-225-0933
大宮地域産業保健センター	048-651-5050
熊谷地域産業保健センター	0495-22-5038
川越地域産業保健センター	080-7624-6395
春日部地域産業保健センター	080-4380-3880
所沢地域産業保健センター	04-2992-8026
行田地域産業保健センター	048-556-8040
秩父地域産業保健センター	0494-23-2149

総合労働相談コーナー

労働問題全般の相談や情報提供をしています

埼玉労働局総合労働相談コーナー (埼玉労働局雇用課窓口・均等部と監督署に併設)	P24,25 参照
--	-----------

職業紹介・職業相談専門機関

ハローワークプラザ

駅の近くで利便性を図っています

ハローワークプラザ大宮	048-658-1145
ハローワークプラザ川口	048-255-8070
ハローワークプラザ所沢	04-2993-5334

わかものハローワーク（コーナー、窓口）

正規雇用を目指す若者を支援しています

埼玉わかものハローワーク	048-658-8609
ハローワーク川越わかもの支援コーナー	049-242-0197
ハローワーク所沢わかもの支援コーナー	04-2992-8609
ハローワーク熊谷わかもの支援窓口	048-522-5656
ハローワーク春日部わかもの支援窓口	048-736-7611
ハローワーク越谷わかもの支援窓口	048-969-8609

マザーズハローワーク（コーナー）

子育て中の方等を対象としています

マザーズハローワーク大宮	048-856-9500
ハローワーク川口マザーズコーナー	048-251-2901
ハローワーク熊谷マザーズコーナー	048-522-5656
ハローワーク川越マザーズコーナー	049-242-0197
ハローワーク所沢マザーズコーナー	04-2993-5334
ハローワーク越谷マザーズコーナー	048-969-8609
埼玉しごとセンターマザーズコーナー	048-826-5049

新卒応援ハローワーク

新規学卒者（既卒3年以内含む）を支援しています

埼玉新卒応援ハローワーク	048-650-2234
--------------	--------------

35歳からの就活サポートコーナー（就職氷河期世代専門窓口）

就職氷河期世代の方を支援する専門窓口です

ハローワーク川口 35歳からの就活サポートコーナー	048-251-2901
------------------------------	--------------

ハローワークプラザ大宮 35歳からの就活サポートコーナー	048-658-1145
ハローワーク川越 35歳からの就活サポートコーナー	049-242-0197
埼玉しごとセンター 35歳からの就活サポートコーナー	048-762-6522

一体的実施施設

埼玉しごとセンター

国と埼玉県が一体となって運営している施設です

ハローワークコーナー	048-826-5048
わかもの支援コーナー	048-762-6522
新卒コーナー	048-762-6522

国と地方公共団体が一体的事業を行っています

ジョブスポットしき	048-473-1069
ジョブプラザちちぶ	0494-24-5222
所沢市福祉・就労連携支援コーナー	04-2998-9201
川口市就労支援コーナー	048-259-9009
さいたま市ジョブスポット一覧	
ジョブスポット西	048-620-2721
ジョブスポット北	048-669-6005
ジョブスポット大宮	048-646-3286
ジョブスポット見沼	048-681-6056
ジョブスポット中央	048-840-6090
ジョブスポット桜	048-856-6260
ジョブスポット浦和	048-829-6126
ジョブスポット南	048-844-7227
ジョブスポット緑	048-712-1168
ジョブスポット岩槻	048-790-0205
ワークステーションさいたま	048-755-9211
よりいジョブセンター	048-586-1331
川越しごと支援センター	049-238-6700
ジョブスポット川越	049-224-6145
ジョブサポートこうのす	048-577-3517
ジョブスポット草加	048-922-0186
ジョブスポットふじみ野	049-257-8388

ふるさとハローワーク

国と市町村が共同で運営しています

戸田市ふるさとハローワーク	048-434-6817
深谷市ふるさとハローワーク	048-551-2501
上尾市ふるさとハローワーク	048-773-3500
鶴ヶ島市ふるさとハローワーク	049-272-4001
坂戸市ふるさとハローワーク	049-284-0038
狹山市ふるさとハローワーク	04-2952-0901
久喜市ふるさとハローワーク	0480-29-2768
羽生市ふるさとハローワーク	048-560-3001
三郷市ふるさとハローワーク	048-959-4102
新座市ふるさとハローワーク	048-477-1859
加須市ふるさとハローワーク	0480-62-8282
富士見市ふるさとハローワーク	049-253-8581
八潮市ふるさとハローワーク	048-998-8609
和光市ふるさとハローワーク	048-464-8609
入間市ふるさとハローワーク	04-2962-8609
ふじみ野市ふるさとハローワーク	049-266-0200
幸手市ふるさとハローワーク	0480-43-8609

■埼玉労働局 〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー

部署名		電話番号	所掌事務
総務部	総務課（16階）	048-600-6200	総務、人事、会計、情報公開、個人情報の保護
	労働保険徴収課（15階）	048-600-6203	労働保険の適用、労働保険料の徴収・収納
雇用環境・均等部	企画課（16階）	048-600-6210	総合的な施策の企画・立案、広報 働き方改革の推進、各種助成金制度の運用
	指導課（16階）	048-600-6269	男女雇用機会均等の確保、女性の活躍促進 育児・介護休業制度の定着、仕事と家庭の両立支援 パートタイム・有期雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組、フリーランス法の相談に関すること
	総合労働相談コーナー	048-600-6262	総合労働相談・個別労働関係紛争の解決援助
労働基準部	監督課（15階）	048-600-6204	事業場に対する監督指導、司法事件の捜査
	外国人労働者相談コーナー		英語・中国語・ベトナム語を話す方からの労働条件に関する相談
	英語	048-816-3596	
	中国語	048-816-3597	
	ベトナム語	048-816-3598	
	健康安全課（15階）	048-600-6206	労働災害防止、職業性疾病の予防、健康の保持増進
	賃金室（15階）	048-600-6205	最低賃金、最低工賃の決定、賃金統計調査
職業安定部	労災補償課（15階）	048-600-6207	労災保険の給付、社会復帰促進事業の運用
	職業安定課（15階）	048-600-6208	一般・学卒者の雇用対策、雇用保険の適用・給付
	職業対策課（15階）	048-600-6209	高齢者・障害者の雇用対策 職業指導及び各種助成金制度の運用
	需給調整事業課（14階）	048-600-6211	労働者派遣、有料・無料職業紹介事業等の許可・指導
	訓練課（14階）	048-600-6288	公的職業訓練に関する業務、生活困窮者等の雇用対策

■労働基準監督署（労働基準関係法令に関する相談・指導、労災保険給付）

署名	所在地			電話番号
さいたま	〒330-6014 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階			
	労働条件	048-600-4801	労災保険	048-600-4802
	安全衛生	048-600-4820	総合労働相談コーナー	048-614-9977
管轄	さいたま市(岩槻区を除く)、鴻巣市(旧川里町 赤城、赤城台、新井、上会下、北根、屈巣、境、関新田、広田を除く)、上尾市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、北足立郡伊奈町			
川口	〒332-0015 川口市川口2-10-2			
	労働条件	048-252-3773	労災保険	048-252-3804
	安全衛生	048-498-6640	総合労働相談コーナー	048-498-6648
管轄	川口市、蕨市、戸田市			
熊谷	〒360-0856 熊谷市別府5-95			
	労働条件	048-533-3611	労災保険	048-511-7002
	安全衛生	048-511-7001	総合労働相談コーナー	048-511-7010
管轄	熊谷市、本庄市、深谷市、大里郡寄居町、児玉郡(美里町、神川町、上里町)			

川 越	〒350-1118 川越市豊田本 1-19-8 川越合同庁舎 2 階			
	労働条件	049-242-0891	労災保険	049-242-0893
	安全衛生	049-242-0892	総合労働相談コーナー	049-210-9334
管轄	川越市、東松山市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、比企郡（滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町）、入間郡（毛呂山町、越生町）、秩父郡東秩父村			
春 日 部	〒344-8506 春日部市南 3-10-13			
	労働条件	048-735-5226	労災保険	048-735-5228
	安全衛生	048-735-5227	総合労働相談コーナー	048-614-9968
管轄	春日部市、さいたま市（のうち岩槻区）、草加市、八潮市、三郷市、久喜市、越谷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡（杉戸町、松伏町）			
所 沢	〒359-0042 所沢市並木 6-1-3 所沢合同庁舎 3 階			
	労働条件	04-2995-2555	労災保険	04-2995-2586
	安全衛生	04-2995-2582	総合労働相談コーナー	04-2003-6967
管轄	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市、入間郡三芳町			
行 田	〒361-8504 行田市桜町 2-6-14			048-556-4195
管轄	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市（のうち旧川里町 赤城、赤城台、新井、上会下、北根、屈巣、境、関新田、広田）			
秩 父	〒368-0024 秩父市上宮地町 23-24			0494-22-3725
管轄	秩父市、秩父郡（横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）			

埼玉労働局、労働基準監督署及びハローワーク



局 埼玉労働局

署 労働基準監督署 8か所

所 ハローワーク 15か所（うち所3か所）

■ハローワーク（従業員の募集・採用に関する相談、求人の受理、職業紹介）

所名	所在地	電話番号
川口	〒332-0031 川口市青木3-2-7 ※求人部門については、ハローワークプラザ川口	048-251-2901
	〒332-0015 ※求人部門については、ハローワーク川口駅前庁舎 川口市川口3-2-2リプレ川口一番街2号棟1階	048-229-8609
管轄	川口市、蕨市、戸田市	
熊谷	〒360-0014 熊谷市箱田5-6-2	048-522-5656
管轄	熊谷市、深谷市、大里郡寄居町	
本庄	〒367-0053 本庄市中央2-5-1	0495-22-2448
管轄	本庄、児玉郡（上里町、美里町、神川町）	
大宮	〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-525	048-667-8609
	〒330-0854 ※新規学卒求人については、埼玉新卒応援ハローワーク さいたま市大宮区桜木町1-9-4 エクセレント大宮ビル6階	048-650-2234
管轄	さいたま市のうち西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区、鴻巣市(旧吹上町、旧川里町を除く)、 上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、北足立郡伊奈町	
川越	〒350-1118 川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎1階	049-242-0197
管轄	川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市	
東松山	〒355-0073 東松山市上野本1088-4	0493-22-0240
管轄	東松山市、比企郡（小川町、嵐山町、川島町、吉見町、滑川町、ときがわ町、鳩山町）、秩父郡東秩父村	
浦和	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-8-40	048-832-2461
管轄	さいたま市のうち中央区・桜区・浦和区・南区・緑区	
所沢	〒359-0042 所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎1・2階	04-2992-8609
管轄	所沢市、狭山市、入間郡三芳町、入間市(仏子・野田・新光を除く)	
飯能	〒357-0021 飯能市双柳94-15 飯能合同庁舎	042-974-2345
管轄	飯能市、日高市、入間郡（毛呂山町、越生町）、入間市(のうち仏子・野田・新光)	
秩父	〒369-1871 秩父市下影森1002-1	0494-22-3215
管轄	秩父市、秩父郡（皆野町、長瀬町、小鹿野町、横瀬町）	
春日部	〒344-0036 春日部市下大増新田61-3	048-736-7611
管轄	春日部市、久喜市、幸手市、白岡市、北葛飾郡杉戸町、南埼玉郡宮代町	
行田	〒361-0023 行田市長野943	048-556-3151
管轄	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市(のうち旧吹上町、旧川里町)	
草加	〒340-8509 草加市弁天4-10-7	048-931-6111
管轄	草加市、三郷市、八潮市	
朝霞	〒351-0011 朝霞市本町1-1-37	048-463-2233
管轄	朝霞市、志木市、和光市、新座市	
越谷	〒343-0023 越谷市東越谷1-5-6	048-969-8609
管轄	越谷市、吉川市、北葛飾郡松伏町	

埼玉労働局の情報発信

記者懇談会や報道発表による発信

埼玉労働局長が開催する定例記者懇談会による発信（毎月）

The screenshot shows the official website of the Saitama Prefectural Labor Bureau. In the center, there is a large heading '2024年1月の定例記者発表' (Press Conference in January 2024). Below it, there is a list of three main topics:

1. 埼玉労働局「労働者派遣法改正」(令和5年1月1日)
2. 埼玉労働局「労働者派遣法改正」(令和5年1月1日)の改正内容について
3. 埼玉労働局「令和5年度労働基準監視員登録」を認可します

埼玉県記者クラブにおける
プレスリリース

The screenshot shows a press release document. At the top right, it says 'Press Release'. Below that, there is contact information for the press office:

令和5年11月13日
【開会式】
埼玉労働局監視課・均等階級課
指揮 課長
指揮課長補佐
電話番号 048-800-6269

The main content of the release discusses the 'Month of Anti-Harassment Measures' (月は「職場のハラスメント対策強化月間」です) starting from April 2024.

WEBやSNSを活用した発信

埼玉労働局ホームページ
による発信



The screenshot shows the main homepage of the Saitama Prefectural Labor Bureau. It features a large banner at the top with a video thumbnail. Below the banner, there is a search bar and a navigation menu. The main content area includes sections for news and various labor-related services.

埼玉労働局X（旧Twitter）
による発信



The screenshot shows the profile page of the Saitama Prefectural Labor Bureau's X account. It displays the account name, bio, and a recent tweet. The bio mentions that the account is for the Saitama Prefectural Labor Bureau and that they do not respond to comments.

周知資料の配布やセミナー等開催による発信

ポスター及びリーフレットによる
周知啓発活動

The image contains two promotional posters. The left poster is titled '年次有給休暇を活用して埼玉県の魅力に触れよう！' (Let's experience the charm of Saitama Prefecture by utilizing annual paid leave!) and features various scenic spots of Saitama. The right poster is titled '県内一斉ノー残業デー' (No overtime day throughout the prefecture) and '年次有給休暇の取得促進' (Promotion of annual paid leave acquisition), encouraging people to take more vacation time.

各種セミナー・説明会による
制度等の情報発信

The image consists of three photographs illustrating labor seminars and presentations. The top photo shows a large lecture hall with many people seated at desks. The middle photo shows a person speaking at a podium with a presentation screen in the background. The bottom photo shows a person seated at a desk, possibly conducting an interview or a one-on-one consultation.

埼玉ハローワークによる情報発信



埼玉ハローワーク
ホームページ



ハローワークLINEアカウント

ハローワーク川口
ID : @938psizi



ハローワーク飯能
ID : @482dhgiy



ハローワーク熊谷
ID : @282uynup



ハローワーク秩父
ID : @971osfjs

ハローワーク本庄
ID : @985peock



ハローワーク春日部
ID : @615niuik



ハローワーク大宮
ID : @481cdqwc



ハローワーク行田
ID : @166erbea

ハローワーク川越
ID : @466ksdtm



ハローワーク草加
ID : @767buwrv



ハローワーク東松山
ID : @780mgrrx



ハローワーク朝霞
ID : @035kqxfn

ハローワーク浦和
ID : @263ebkun



ハローワーク越谷
ID : @489xzsfj



ハローワーク所沢
ID : @520pazar



※自分にあった支援メニューが

選択できます！

- 全国の求人企業情報を集めます
- オンラインによる面接相談
- 応募書類の添削
- 適性・職業検査
- 模擬面接（ビデオ撮影付き）
- 就職面接会・企業説明会

埼玉マザーズ
ハローワーク・コーナー[®]
ID : 390kjfy



埼玉新卒応援
ハローワーク

